

皆さんおはようございます。今定例会議もどうぞよろしくお願い致します。

それでは、9月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず初めに、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催年の延期要請に対する本県の考え方について申し上げます。

今年開催予定でありました鹿児島県の両大会が延期となり、去る8月に鹿児島県、日本スポーツ協会、スポーツ庁から、本県の両大会の1年延期を要請されました。

本県は、令和6年開催に向けて長年にわたり、市町や競技団体など様々な関係者の皆さんとともに取組を進めてきたところであり、延期は開催準備に大きな影響をもたらします。とりわけ、令和6年を目指して日夜練習に励んでこられた選手の皆さんには大きな影響が生じると認識しております。

しかしながら、今般の延期は、新型コロナウイルス感染症という国難ともいふべき事情によるものであり、日本全体で影響が少なくなるよう考える必要があります。

こうした中、国や日本スポーツ協会から、国民体育大会にかかる国庫補助の適用など、延期の影響を緩和するための支援について対応の方向が示されたことから、様々な関係者の御意見を踏まえ、熟慮のうえ、令和7年の開催を受け入れるという苦渋の決断をいたしました。

ただし、国等には、延期は今回限りとすること、引き続き支援を講じ

ることを強く求めてまいります。

令和6年に地元開催となる両大会への出場・活躍を目指してこられた選手の皆さん、とりわけ令和6年の国スポに少年種別の主力としての活躍を目指してこられたターゲットエイジ世代の皆さんには、夢や期待に応えられず申し訳ない気持ちでいっぱいです。

しかし、皆さんのアスリートとしての成長はまだ始まったばかりです。令和6年となる佐賀大会での滋賀県代表としての活躍、また、その先の成年選手としての活躍に向け、県としてしっかりと支援させていただくとともに、関係者や県民の皆さんと全力で応援してまいります。

1年延期を前向きにとらえ、感染症にもしっかりと対応した上で、大会をより一層盛り上げ、選手強化を図り、大会の愛称である「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」のとおり、大会に関わる全ての人々が主役として光り輝き、より一層の夢や感動、連帯感を共有できる大会にしていまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の第二波への対応について申し上げます。

5月までは約100名であった本県の陽性者数は、6月以降、その3倍を超える新規陽性者が確認されております。

この間、介護施設や病院等でクラスターが確認され、8月7日には、1日として最多となる31名の新規陽性者が確認されました。

病床等の稼働率は、陽性者数が最多となった8月10日は、宿泊施設を含む稼働率で62%、空床数が83床となりましたが、8月31日に第2の宿泊療養施設を開設し、現時点の稼働率は10.02%、空床数は440床となっております。

これまで、医療現場の第一線で対応にあたっていたいただいている医療従事者の皆様に大変なご尽力をいただいているところであり、県といたしましても、入院調整や患者の搬送、疫学調査、クラスター対策チームの派遣による現場指導など、医療の提供と感染拡大の封じ込めに引き続きしっかりと取り組んで参りたいと存じます。

一方で、本県では1月下旬から取り組んできた対策について分野別に振り返り、課題や今後の方向性について整理を行ってまいりました。

6月22日に骨子案をお示しし、その後、県民の皆さんや関係団体、市町等から1,200件を超えるご意見をいただいたところですが、振り返りの作業を行う間にも、7月以降再び感染拡大期に入り、これまでの課題を踏まえつつ対応してまいりました。

いただいたご意見や7月以降の対応状況も踏まえ、課題や今後の方向性を改めて整理し、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」として、9月10日に公表したところです。

この振り返りに基づく今後の対策について、3つの視点に基づき、ご説明いたします。

1点目は今後の感染拡大期に備えた「感染拡大防止と医療提供体制の充実・強化」でございます。

検査体制につきましては、1日あたり720件の検査需要に対応できる体制の確保に取り組むとともに、冬場に急増が見込まれる発熱者に対し、地域の医療機関で簡易・迅速に季節性インフルエンザと併せて検査を行えるよう、診療所等で検体採取、抗原定性検査等ができる体制を大幅に拡充してまいります。

あわせて、感染拡大防止に向けて濃厚接触者等への健康観察体制についても専門職を配置して強化いたします。

また、入院医療提供体制については、現時点では即時受け入れ可能な病床として218床を確保するとともに、宿泊療養施設として、大津市内の62室に加え、彦根市内に209室を新たに確保したところです。

一方で、国の新型コロナウイルス感染症対策本部では「軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく」との方針が示されており、今後も国の動向を注視しながら、必要な入院医療体制の確保に取り組んでまいります。

加えて、季節性インフルエンザの罹患者を低減させることで、医療現場の混乱や負担を抑えるなどのため、高齢者や妊婦、子どものインフルエンザワクチン接種に補助を行ってまいります。

2点目は、感染拡大防止と社会経済文化活動の両立に挑戦していくための「経済・雇用・生活支援対策」でございます。

現下の経済情勢については、依然として厳しい状況にあると認識しております。

内閣府が公表している「2020年4～6月期四半期別GDP速報」では実質GDP成長率は年率換算ではマイナス28.1%と、過去最大の落ち込みとなったほか、滋賀県の有効求人倍率は0.81倍で、近畿で最低となっております。

本県が行っている「景況調査」におきましても「業況DI」がマイナス69.6ポイントと、リーマン・ショック後のマイナス57.7ポイ

ントより悪化し、県内企業の倒産状況についても、1～8月累計で56件、負債総額が約89億円となっているところです。

こういった状況に対しまして、県内中小企業者等の資金繰り支援の拡充などの対策を引き続き強化するほか、特に、厳しくなる雇用情勢を踏まえ、離職者等を正規雇用労働者として雇い入れた事業主に助成金を支給するといった早期就職支援の実施など、雇用を「守る」、「つなぐ」、「創る」取組を進めてまいります。

あわせて、地場産業への支援や県産品の販売促進、そして特にダメージの大きい観光等の振興などを実施することで、景気の下支えを行ってまいります。

また、生活困窮者への資金貸与や必要な情報提供、相談体制の継続等、妊産婦、高齢者、障害者、外国人県民等の支援を必要とする方々に寄り添った対策も推進してまいります。

3点目は、この時期にこそ大事にすべきと考える「今こそ、お互いを尊重し、思いやり、労り合い、助け合」うという思いでございます。

これまで、「滋賀県がんばる医療応援寄附」には、県内外の個人、企業・団体から、9月14日時点で、640件3億3千万円ものご厚志をいただいたところであり、このようなエールや支援の輪の広がりには、深く感謝しているところです。

一方で、感染者等に対する差別や誹謗・中傷などの人権侵害が発生しております。こういった事態に適時・適切に対応できるよう、公益財団法人滋賀県人権センターに「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設したところであり、併せて、庁内に新型コロナ関係の人権侵害対応チームを作ることで、相談体制の充実・強化を図り、より一層、感度を上げ

て取組を進めてまいります。

こういった対策の実施のために必要となります予算につきましては、本定例会議に提出させていただいたところをごさいますて、今後とも、機動的に対応してまいりたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中長期的な対応について申し上げます。

現在、本県の基本構想は、「変わる滋賀 続く幸せ」を理念として推進しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大で、多方面に様々な影響、変化が発生しています。

また、本県におきましても、多くの陽性者が発生し、未知の感染症に対する恐怖や、ひとの「いのち」を守ることの重要性、また、難しさを痛感しました。

県をまたぐ移動の自粛、県全域での商業施設等の休業、長期にわたる学校の休業など、かつてない大きな変化を経験したところであり、今後とも、東京から地方への人の流れ、5Gなど新たな技術を使ったサービスの拡大、新しい働き方の浸透など、様々な変化が予想されます。

こうした中で、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えれば、改めて基本構想で描く2030年の姿を実現する必要があると再認識しております。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の基本構想の推進方針を定め、引き続き、滋賀の強みを活かし、方向性をしなやかに変化させ、既存の取組の見直しや、新たな手法の導入などを追求することで、「新しい幸せ」を創っていきたいと考えております。

特に、県民の皆さんへの呼びかけとして、自省を伴った利他の「ころ」を呼びかけていきたいと考えており、そのためにも、次の5つの「政策の方向性」を大切に来年度の施策作りをしてまいります。

一つ目は、いのちとくらし、人権の保障、
二つ目は、子どもの権利の保障と次世代のための社会変革、
三つ目は、滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価と発信、
四つ目は、自然が許す限りのつくる力の再強化、特にいのちを守るために必要な人材の育成とモノの生産、
五つ目は、より良い自治と真の民主主義のための行政の実現
でございます。

この方向性に関連して、ここでは、特に2つの事項について申し上げます。

一つは観光についてです。新型コロナウイルスの感染拡大により、非常に大きな影響を受けております。

4月以降、補正予算により、事業者の頑張りを支えながら、まずは県民による旅の地産地消を進め、観光需要の回復に向け様々な施策を講じています。

また、既存事業におきましても、「戦国キャンペーン」のプログラムを工夫し、3密を避け、感染防止に配慮する、「びわ湖大花火大会」の代替イベントを検討するなど、「コロナとつきあいながらの観光振興」を進めております。

今後、観光に求められる価値観にも変化が出ると見込まれ、「中長期を見据えた新たな観光指針」が必要になると考えているところであり、

コロナ禍を危機で終わらせることなく、例えば「単なる訪問者ではなく、一時的な県民として滋賀の暮らしそのものを楽しんでいただく滞在型・体験型ツーリズム」を、「滋賀らしいニューツーリズム」として展開していきたいと考えているところです。

二つ目に、ICT環境の構築・整備についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響によりデジタル化の加速が見込まれ、人々の働き方に対する意識は大きく変わっているのではないかと考えています。

また、非接触の取組が加速し、手続のオンライン化やキャッシュレス決済が普及しています。

一方で、行政分野のデジタル化につきましては、書面や押印等の慣行に起因する課題と合わせ、その遅れが指摘されています。

今後を見据え、更なるリモート・オンライン化や分散化が求められることから、県内市町と連携した行政手続きのオンライン化の推進、庁内のWeb会議システムの環境整備やネットワーク環境の改善などのICT基盤の整備に向けた事務の見直しを推進していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症への対応は長期戦になると見込まれますので、直近の対応と、中長期を見据えた対応について同時並行で検討しながら、しっかりと取り組んで参りたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた令和3年度における当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和3年度の当初予算編成につきましては、先ほど、経済情勢で触れたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動が大きく減速することなどにより、財源不足の拡大が見込まれる中で、引き続き持続可能な財政運営が行えるよう、対応を行っていく必要があります。

歳入と歳出を均衡させなければ予算を編成することはできないことから、引き続き行政経営方針に基づく収支改善の取組を継続しながら、より一層、歳出における「スクラップ・アンド・ビルド」、「選択と集中」を徹底しつつ、今後の税収や地方財政対策の状況などを注視し、歳入の状況もしっかりと見極めながら、予算編成にあたってまいりたいと考えています。

また、そうした中にありましても、新型コロナウイルス感染症への対応や県経済の発展などに必要な経費については、所要額をしっかりと見積もるなど、県民の皆さんの安全・安心に応える予算となるよう努めてまいります。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第124号は、一般会計の補正予算案でございます。先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症への対応のうち新たに予算が必要となるものについて計上いたしましたほか、全国各地で大きな被害をもたらした7月豪雨に伴います災害復旧工事や（仮称）草津市立プール整備への支援、これまでに判明している事業費不用に伴う調整等を行うものであり、総額で641億3,223万5千円の増額補正を行おうとするものです。

議第125号は、国民健康保険事業特別会計の補正予算案でございます。

て、新型コロナウイルス感染症への対応として、保険料の減免などのため、

議第 126 号は、モーターボート競走事業会計の補正予算案でございまして、開催収益の増などにより、

議第 127 号は、琵琶湖流域下水道事業会計の補正予算案でございまして、剰余金の返還金の増などにより、

それぞれ増額補正を行おうとするもの、

議第 128 号は、病院事業会計の補正予算案でございまして、入院収益の減などにより減額補正を行おうとするものです。

次に、条例案件です。

議第 129 号は、建築基準法の一部改正に伴い、新たな手続きにかかる事務を市町に移譲するため、

議第 130 号は、漁業法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 131 号は、大気汚染防止法等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 132 号は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 133 号は、食品衛生法施行規則等の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、

議第 134 号は、肥料取締法の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 135 号は、オンラインによる公共職業訓練が実施できるよう必要な規定の整備を行うため、
それぞれ改正を行おうとするものです。

次に、その他の案件です。

議第 136 号から議第 141 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 5 会計の令和元年度決算について、認定を求めようとするものです。

議第 142 号および議第 143 号は、契約の変更について、

議第 144 号は、財産の取得について、

議第 145 号から議第 147 号までは、権利放棄について、

議第 148 号から議第 150 号までは、令和 2 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 151 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

それぞれ議決を求めようとするものです。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(了)